

議案第101号 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

令和7年6月24日(火)
消防局 消防総務課

1.改正の経緯

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部を改正する法律」が公布され、俸給月額及び扶養手当支給額が改定され、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)」について、同条例第5条第2項中に規定されている非常勤消防団員および消防作業従事者等の損害補償の算定の基礎となる「補償基礎額」および扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するもの。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和6年 法律第72号)

改正内容: 国家公務員の俸給月額及び扶養手当支給額の改定



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和7年 政令第37号)

改正内容: 非常勤消防団員等の損害補償の算定の基礎となる「補償基礎額」及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正



大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例

改正内容: 上記政令の改正内容と同様に改正

2.改正概要

(1)補償基礎額の改定

ア 条例第5条第2項別表関係

(単位:円)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900(12,500)	13,700(13,350)	14,500(14,200)
分団長及び副分団長	11,300(10,800)	12,100(11,650)	12,900(12,500)
部長、班長及び団員	9,700(9,100)	10,500(9,950)	11,300(10,800)

備考:()内金額は、現行の補償基礎額

イ 条例第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

2.改正概要

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定(条例第5条第3項関係)

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定する。

(単位:円)

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
加算額(日額)	100	383	217			

(3) 施行期日等

ア 施行日：公布の日から施行。

イ 適用日：改正条例の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。